

福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金 (エネルギーコスト削減補助金) 公募案内

県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。**省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新**を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

補助対象者	県内の中小企業等(中小企業、組合等)		
補助上限額	300万円(補助下限額20万円)	補助率	2/3以内
補助対象経費	<p>①エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ア 高効率照明(LED等)</p>  <p>※蛍光灯等からLEDの更新等</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>イ 空調設備</p>  <p>※給湯室のエアコン等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、厨房機器</p>  <p>※給湯室の冷蔵庫等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>エ 機械設備等</p>  <p>※工作機械、プレス機械、加工機械等の生産設備が対象。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>オ 特殊車両等</p>  <p>※作業場において作業をすることを目的とする機械、又は装置に該当するもの。 ※営業車、トラック等公道を走行する車両は対象になりません。</p> </div> </div> <p>②省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費(工事費等)</p> <p>③省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用</p>		
補助要件	<p>①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少する証明を受けること。</p> <p>②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること。</p>		

補助金受給までの流れ



【応募受付期間】

令和7年3月24日(月)13時
～令和7年5月23日(金)17時
 (1事業者1回まで)

※申請額が予算に達成した時点で
 申請を締め切る場合があります。

事務局にて申請内容、提出書類等の審査、精査を行います。審査で問題がない事業者を随時**交付決定**とし通知します。

※不足資料の徴求や補助金の減額、「不交付」になる場合があります。

実績報告

精算払請求

交付決定日以降事業を実施し、事業実施期間中に、実績報告をしてください。

【事業実施期間】

交付決定日

～令和7年11月28日(金)

補助金支払

補助金額が確定した後、指定の口座に補助金をお支払いします。

お問い合わせ
 合わせ



福島県エネルギーコスト削減補助金事務局 コールセンター

TEL:0120-853-775 (9時30分～17時30分 土日祝日除く)

補助金ホームページ URL:<https://fukushima-energycost.jp/>

(福島県中小企業団体中央会 経営支援課 TEL:024-536-1265)

補助金ホームページ

